

# 解放理論の今日的課題

—— 部落差別・解放運動・解放理論 ——

小 森 龍 邦

解放理論の今日的課題を論ずるとき、まず整理しななければならない問題として、部落差別とは何ぞやということから分析すべきということにならう。

部落差別は日本社会の歴史的経過から見ると、近世封建社会において、体系化されたものということが出来よう。中世社会の行きづまりが、「一向一揆」となっており、「加賀一ヶ国は百姓総持ち国なり」といった状況となったり、堺の商人たちが、一種の自活共和国のようなものを作ったり、日本社会は、この時期、いっきよに近代合理社会へ移行する芽をふくらませていた。

だが当時の支配階級は、中世におけるさまざまな体制的危機を、身分差別の構造を強固にひきしめることが大事だとして、「刃狩り」とか「検地」とかの体系的な支

配に並んで、被支配階級の団結力を押えるために身分差別を強固なものにして、分裂支配の手法を徹底させようとした。

「上みて暮すな、下みて暮せ」の「士農工商エタ非人」なる六階制の身分差別を法制的にも、社会的慣習の中にも浸透させて行った。

被差別部落は、封建時代の主要な生産関係の中から除外され、封建社会におけるそれなりの雑業に従事して糊口をしのがざるをえなかった。それは明治の改革があった後も、資本主義的生産関係の中においても同じことがひきつがれた。

ある人は明治の改革以後、差別が強化された側面を強調するあまり、江戸時代には差別はなかったと極論する

ものもいる。このような主張の論理内容として、当時、まずしくとも、文化、芸能に果した役割を上げるものがある。つまり被差別部落民の主体的力量はこんなにすばらしかったということを取り上げていることに着目する必要がある。だが、この極論は、封建社会が強固なものにした身分差別が弱肉強食の資本主義社会の中で、どのように変容しつつ、この時代の分裂支配政策として機能したかということ、さらに、世界有数の生産力を誇る今日のような状況になった日本社会の問題を歴史的に正しく分析することは出来ない。

小、中、高で教師たちが児童、生徒に教える内容が、被差別部落にとって悲観的なことばかり教材にするから、世をはかなんで自殺者が出るのだという短絡的なところに落ち込んでしまう。

かつて「三つの命題」で分析したように、「いかなる生産様式の時代にも、その時代における主要な生産力の担い手を収奪し搾取する必要があるために、身分差別を構造的に位置づけている」のだということである。

要は、明治以後の資本主義成立期においては、生産力拡大のための資本力を蓄積するために、無権利、低賃金を押しつけるために、「上みて暮すな、下みて暮せ」の意識を人びとに持たせることが必要であった。このこと

を「資本の原始的蓄積」という言葉で「三つの命題」は表現している。

一定程度、資本主義生産力が伸張した段階においては、(資本の原始的蓄積)から次第に、「超過利潤の獲得」をめざして、さらなる資本主義の発展のために、身分差別を労働市場の中に、構造的に組み込んだというわけである。

部落差別を同対審答申が分析して、「明治以後、部落の若い労働力が主要な生産現場に導入されなかったことが、近代化の著しい日本社会に、部落差別が存在しつづけている最大の理由だ」という意味のことが書かれている。

経済の二重構造というのは、この就労とか雇傭の問題から分析するとき、一層明確となってくる。「下請け」「孫請け」「ひ孫請け」が、日本経済のすみずみまで行きわたっていることと符号していると言わなければならない。

だが日本社会の生産力は日本列島において飽和状態となつて、ついに海外に安い労働力を求めて、海外に工場を移転するようになる。さきに述べたような低賃金、無権利状況は、アジア地域における労働力によってまかなわれるようになる。いはば日本国内における部落差別の構造が海外にまで拡大されたり、同じ意味を持つよう

になつてくる。

国内の労働市場も、これに影響されて、新しい低賃金、無権利状態の構造が、一般的に普及することとなる。特に女性労働者のパート的就労とか、臨時雇傭とかがそれであると考へなければならぬ。

「上みて暮すな、下みて暮せ」式のものの考へ方が、再生産されることに支配階級は、未練を抱く。

日本における支配階級の政党たる自民党が部落を完全解放に導く法律制定に抵抗する根拠はここにあると見ておかねばならない。

連立村山内閣、それにつづく橋本内閣にあって、部落解放基本法制定闘争に、強く自民党が抵抗する状況が、それを証明しているといふべきである。

だが、われわれの住む社会は、人間の集団主体が崩壊している社会であり、人間というものが、自己の利益、集団の利益をもつて、支配的政策の矛盾と強く対決するようになる。社会のからくりがはっきり人びとの目につくようになる、それは一層はげしくなってくる。

だからこそ支配階級は、その時代の状況に照応するよきな関係で、被支配階級のマインドコントロールにかかると。つまりイギオロギー闘争をしかけてくるのである。顕著な政策としては、差別撤廃ということを否定するこ

とが出来ないと観念するや、身分差別の対極にある天皇を持ち上げて、前近代的な、国を上げての家長的な思想の普及と定着にとめるといふわけである。

「叙位叙勲」「日の丸」「君が代」などは彼等がわれわれに仕掛けている思想闘争なのである。

国体などに見られる各種のスポーツ大会で「日の丸」と「君が代」がセットになって大会行事の中に組みこまれる風潮も無視出来ないであろう。

「君が代は千代に八千代にさざれ石のうしろ」という歌詞と、天孫降臨の詔勅と言われている「豊葦原の千五百秋の瑞穂の国は是れ吾が子孫の王たるべき地なり」というデータラメな論理が相互に依存しあっていることに気付くであろう。かかる不合理な理屈が頭をもたげようとしているのである。

支配階級からの思想闘争は周到であることに気付かなければならない。つまり、人びとの主体的力量を弱化させ、合理的感覚を衰退させるところにねらいがあるわけだ。今日の時代の社会経済構造と広範な労働者階級をはじめとする大衆の感覚をくもらせて、物心両面にわたる支配階級の意図をほしいままにしようというわけである。「連合」という労働者の組織は、この階級的からくりを目をつぶっている。最近では旧総評の傘下にあった労

働組合でさえ、「政府と和解」という表現で、次第に骨抜きになりつつある。日教組の「倫理綱領」の「教師は労働者」とする思想をお倉入りにしようと幹部が積極的な発言をするようになったこともこのような傾向のあらわれである。

かくして、支配階級に対抗して、自らの権力を守ろうとする勢力は消滅の方向をひた走りに走っている。その集中的なあらわれが、支配階級の長らくの思いであった小選挙区比例代表並立制なる、社会党など勤労国民の利益を守るべき立場にある中小政党を撲滅する選挙制度の実現ということになる。

しかも特筆して記録しておかねばならないことは、社会党が、それになんらの抵抗を示すことなく屈服してしまったわけである。事実を冷静に思いおこしてみると、抵抗どころか、あのととき、小選挙区比例代表並立制に反対した衆参両院議員が処罰され、迫害を受けたといった具合に、完全に支配階級の走狗となってしまった。

いま頃になって、「あのとときは熱病におかされていた」と中選挙区制への復帰を叫んでみても、それはもうどうにもならないところまで来ている。

部落差別はこのように人びとの、また大衆の利益を守るべき立場の政党や労働組合を骨抜きにしてしまい、被

差別大衆をいわば社会構造の物心両側面にわたって底辺におとしめるものである。

かえすがえすも残念でならないのは、政党、労働組合に混って、部落解放同盟までが、かかる行動に、同調してしまったということである。小選挙区比例代表並立制に反対した小森龍邦が、あえて、自らが書記長を努めていた部落解放同盟という組織と対立することになっても、政治改革の名の下に強行されたこの小選挙区比例代表並立制なる選挙制度には毅然たる態度をとったのである。

部落差別の社会構造に占める位置は、ざっと説明すればこんなことになる。

さて、このような社会問題としての部落差別を完全に解決するためには、いかなる解放運動が必要とされるであろうか。部落解放運動は言うまでもなく、身分差別に喘ぐ被差別大衆を、物質的、精神的の両面から、近代市民社会の一員たるにふさわしく、自立した人間として活躍出来るようにするということである。

地対協「意見具申」などで、「同和関係者の自立」ということが言われている。彼らの言いたいことは、いつまでも同和対策を受けようとするのでなく、この辺で政府の政策をあてにすることなく、自分で自分のことを解

決せよという意味である。まるでわれわれのことを物乞いをしているかのように錯覚している言動だと言わねばならない。

部落差別は、同対審答申が言っているように「国の責務」というのが忘れられてはならない。そもそも、わが国の歴史的発展の過程において、部落差別という束縛を公権力が強行してきたところに第一義的な根拠が存在している。

われわれはしばしば「差別と貧乏」という言葉をひとまとめにして使ってきた。差別することによって、貧乏に追い込み、人びとの生活と見くらべるとき、低い水準であることによって、差別観念が、一般民衆の側から形成しやすいようにしたわけである。

「同和関係者の自立」などという言葉を支配者の立場から、政府の側から言うというのは自らのおかれている立場を全く考えていない言動で、それ自体が差別意識、差別観念を背景にしなければ発せられないものだと言わなければならない。

われわれは、その自立のために、差別という束縛を解けと言っているに過ぎない。歴史をかえりみてもわかるように、被差別部落民が芸能、文化の面において、どれだけすぐれた力量を発揮したことか、今日の社会におい

ても、何とか自立の能力を伸ばすことの出来る立場にあったものが、よく社会の前面で活躍しているかということ考えてみるとよい。

公権力の側から「同和関係者の自立」などと言われるいわれはない。われわれが自立出来るように束縛、拘束を解けと言っているのだ。だが、彼らはこの束縛を解きたくない、なんとかして、いまの社会に差別にもとづく秩序を残しておきたい、そのために天皇制を存分に利用して、差別観念が消えさらないようにしておきたいとしているのである。

過ぐる第三百三十六通常国会に、「夫婦別姓」を可能にする民法の改正案が提出されようとした。だが自民党の必死の突き上げにあい、政府官僚はこれを引き下げざるをえなかった。

自民党に言わせれば、「夫婦別姓」は家族という古来からの日本における美風が崩壊すると主張するのである。さき程、天皇制の問題とからんで「家父長制」という言葉を使ったが、各世帯、各家族の最小単位のところから「家父長制」が崩れないようにとの意図によるものである。

個々人の独立した人格を可能なかぎり阻止しようとするところにおいて、身分差別にみられる「市民的権利」の

侵害ということでも共通項をかかえた問題である。

日本国憲法は「すべて国民は個人として尊重される」とある。個々人の人格の独立性に制約を加えようとする「夫婦別姓」にイチャモンをつける態度は、近代的な合理思想に敵対するものと言わねばならない。

われわれが憲法の明示する「個人の尊厳」を実現しようとするとき、もともとこの社会が差別社会であることを考えれば、静かに歴史の流れを待って、権利＝基本的人権を実現するなどということは不可能である。

イエリング（『権利のための闘争』の著者）が主張しているように、権利を獲得し、これを守るためには、常にこれを侵害しようとするものとの闘争が必要なのである。

「この憲法が国民に保障する基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の成果であって、それらの権利は過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」（第九十七条）の中の「人類多年にわたる……」というところ、さらに「過去幾多の試練に堪へ……」といったあたりに、人権闘争というものの歴史的意義を読みとらねばならない。

われわれの部落解放運動が、この精神を忘れて、権力

に媚を売るようなことになったり、大きいものにスリ寄るような姿勢になれば、それは権利のための闘争ではなくなった姿と言わねばならない。

小選挙区比例代表並立制に賛成しようと考え、その必然的帰結として、連立政権と不仲にならないようにとの姿勢を取ったということは、この連立政権にたのみ込んで、この連中らの同情をかって、部落解放基本法を制定して貰おうとの考えに他ならない。

複数のマスコミが細川首相（当時）の差別事件を指摘したにも拘わらず、これに対してなんらの反応を示さなかった当時のことを思いうかべると、残念でならない。かつての自民党政権は支配階級が作り出した政権であるが、細川政権は民衆が作り出したものであるとまで喝破して、この内閣をほめそやした。

あの頃から、日本における部落解放運動は人権闘争をとりやめていたのである。間もなく発覚したことであるが、部落解放同盟上田書記長と新進党小沢幹事長（当時）との間に、指導協力関係の覚え書が交わされた。

部落解放同盟から、新進党と自民党にそれぞれ衆議院候補をおくり出すことをしたのも、このような動きに関連するものであり、総保守化現象への突入と見てとらねばならない。

こうなってくると、政権が交代すれば、その政権の方へスリ寄って行くことになる。憶面もなく細川政権、羽田政権（新進党グループ）に軸足を置いていた運動が、村山内閣、橋本内閣となるや、社会党に足がかりを求めながら、こちらにスリ寄って行くという姿勢にかわって行った。

社会党（現社民党）一党支持を見直すといい、上杉書記長（いまは故人）はそのために社会党を離党したりままでして、新進党よりの姿勢を示した。だが政権の交代によって、「社会党が首相を出している間に……」というセリフで、この党に全幅の信頼を寄せているような姿勢を示している。

だが総保守化にとり込まれているのだから、そもそも愚かにも自民党は差別を必要とすると考えているのだから、そう簡単に部落解放基本法の実現に賛成するわけはない。

第三百三十二国会から、第三百三十六国会に至るまで「国会で基本法を」と主張しつづけてきたが、ついに、「一般行政への円滑な移行」となってしまった。

「教育・啓発」と「人権救済」の法律を制定するための「検討」というのが、たしかに与党三党の間で俎上のぼっていることは事実である。だが、それはどこまで

も「検討」という段階であり、実現のための具体的方策がまだ見えてこない。

むしろ恐れなければならないことは、「教育・啓発」について、八六年以来、執念深く主張しつづけている「啓発推進指針」（熊代室長時代のもの）の内容を国家権力の手によって進められはしないかということである。

自民党が、「教育・啓発」の法律を作ろうとする場合、そこを素通りしてくれると思っていれば、その判断は甘すぎると言わなければならない。

かくして、九六年に着工して年度内におさまらない事業についてのみ、向う五年間は認めるが新規事業は認めないと与党三党の合意のもとに、政府も閣議決定をしたというわけだ。

この小論が実際活字になる頃には、解散ぶくみの政局であるだけに、ものごとが極端から極端に動いて、あるいは白黒がついているかもしれない。はっきり言えることは「一般行動への円滑な移行」のための与党三党の動きであることだけは間違いないところとおかねばならない。

もし、小選挙区比例代表並立制に、部落解放同盟の議員が衆議院において、明確にこれに反対しておれば、この時期になって多くの議員らが「あのときは熱病にお

かされていた」と言っているぐらいだから、「マイノリティの権利侵害」という私が主張した論理をもって今日に対処することが出来たとしたら、全国的にどれだけ信頼をかちとられたことであろうか。

ものごととは彼我の力関係でまざるものだから、あるいは「基本法」の実現が出来なかったとしても、われわれの運動の主張する論理は確かに生きたまま残るし、何よりも組織のエネルギーは確保出来た筈である。

運動にとって最低限維持しなければならぬものだけは守り抜くことが出来た筈だと言いたいのである。

広島県では、いま次なる闘いにそなえて、地対協「意見具申」と同対審査申の論理的な矛盾を県行政との間で議論をはじめている。次第に市町村段階でも議論が拡げられるであろう。今回の地対協がとった態度がいかに欺瞞的なものであったかということが明らかになってくる。それはとても部落解放同盟中央本部が、かつて「啓発推進指針」絶対反対といったことを思い出し、論理的には、その骨子となるものが、ちゃんと書き込まれているものに「一歩前進だ」とか「基本法へ足がかりだ」と評価したのでは、「基本法」闘争を継続させる正当な論拠を失ってしまうのである。ついには党略的のそしりを免れないが新進党が「同和对策の基本法」を今期末に選出し

てきた。そのチャンスを手放しにのびのびと、与党三党が、それを廃棄にしようとしたことになんの抵抗も示さず、これは簡単に潰されてしまった。

自民党であれ、新進党であれ、人権問題を大事にしてくれれば何党でもかまわないと最近、しきりに部落解放同盟中央本部は主張する。それなら何故、新進党の案に対して、少なくとも次期国会での継続審議を働きかけなかったのであろうか。

常に政権の方にすり寄ろうとの姿勢が、このような明々白々たることについても、思いきったことが言えないこととなったのであろう。

人権闘争は日常不断の闘う姿勢の中からのみ、道が拓けるということを確信しておかねばならない。実はそのことを「水平社宣言」は教えているのだ。

さて、これまで部落差別について、解放運動について論じてきた。そこで、残る紙幅を使って、解放理論の今日的なポイントについて私見を述べてみることにしたい。

解放理論「三つの命題」と呼んできたこれまでの部落問題に関する理論的武器は、最近、次第に軽んじられるようになってきた。当世ばやりの「階級史観」排撃の風



潮が、それを一層促進しているように思われる。ソ連の崩壊、中国の社会主義市場経済なる資本主義化などおいて、これまでの理論を御破算にしなければ時代おくれになるとでも思っているのでしょうか。

明治の改革によって、法制の建前では賤民にかかわる身分制は廃止することになった。いわゆる「解放令」なるものがそれである。

だが絶対主義王皇制の抬頭、華族制度の新たな創設などは、その対極をなす賤民制を事実の問題として温存した。何のためであったのか。言うまでもなく資本主義経済成立期においては資本の原始的蓄積をもたらすためであった。低賃金、無権利の労働者が存在することによって、資本の蓄積をすすめようとするものであった。

資本主義の成長期になると、欧米先進国のそれに追いつけ追いこせのねらいをもって、超過利潤の獲得をめざした。労働運動の力を削ぐために「上みて暮すな、下みて暮せ」の精神構造を効果的に役立てたわけである。

ひどい事例になると、近江絹糸のストライキのように、部落の青年をスト破りの傭兵とし動員をするなど、まさに「人民相剋」の悲劇をもたらすようなことさえあった。

このあたりは封建時代の「百姓一揆」の鎮圧に部落民を動員したのと酷似している。いずれもはげしい階級闘

争の展開に直面すると身分差別をこのような形で支配階級が利用することを教えている。

今日の部落解放同盟が、これまでの綱領が「階級史観」にもとづくものと、これを改訂しようと動いたものと分析しておかねばならない。

部落解放同盟の組織が拡大強化される時期の理論は、「三つの命題」の一つとして「部落差別の社会的存在意義」の命題は、「いかなる生産様式の時代にも、部落差別はその時代の主要な生産力の担い手を効率的に搾取し収奪するところにねらいがあった」と分析している。

そもそも部落差別は、どこに生れたかという出自を問題とする身分差別でありながら、その差別が階級支配の道具として利用されるところに、階級的性格を著しく帯びたものということが出来る。

日本共産党はこの側面だけをとりあげて、「階級一元化」の主張を展開してきた。つまり、階級闘争によってのみ、部落解放は実現するということに固執しつづけてきた。しかし、大事なことは、階級支配の一環に利用される身分差別ではあっても、この身分解放闘争には、それ相応の独自の性格があるという、階級的からくりを見落してはならず、さらに身分闘争の独自性を放棄してはならぬという、いわば、「身分と階級の統一把握」とい

うことが重要となってくる。

部落解放同盟中央本部が、「身分と階級の統一的把握」というのは、もう古くなったと、どこかの集会で答弁したというのを聞いたことがある。それは、世間の風潮に押し流され、「階級史観」階級的からくりを見抜くから離脱して「いい子」の仲間入りをしようとする日和主義に他ならない。

この世の中に、現実には、大金持と貧乏人が存在し、資本家と労働者が存在している事実を無視して、どのような社会現象も分析することは出来ないであろう。

古くなったとか、新しくなったとかで考えるような対象ではない。どこまでも学問的に科学の領域として、厳格に歴史を検証し未来を見通すということではなければならない。

身分解放闘争の独自性は、世界の大勢が、たとえ表面的な素振りだけだとしても、前近代社会に大手を振って罷り通った封建的身分差別を肯定することが出来なくなってきた点にある。

わが国の憲法で言えば「個人の尊厳」(第十三条)「法の下の平等」(第十四条)などに同調せざるをえないところまで歴史は到達している。身分解放闘争というのは、その限りにおいては、イデオロギーの相違だとして、こ

れに背を向けることが出来ないのである。そこにこの運動の優位性があり、特徴がある。

階級対立による労働運動の評価などに、イデオロギーの相違だとか、思想信条の相違だとか言って、この問題に対処するとき、支配階級は平然と敵対的立場を主張する。これに反して身分解放闘争は、個々の戦術に行きすぎがあるとは言えても、この闘いの正当性のところまで含めて敵対的な姿勢をとることは出来ない。

日本共産党は、この歴史的到達点を党セクト主義によって判断をあやまって、あえて敵が公然と反対することの出来る構図に、闘いを一般化しようとしたのである。世に言う「日共差別キャンペーン」というのは、そのようなものである。

三十年になんんとする部落解放同盟と日本共産党とのこの問題をめぐる対立が、ようやく下火になったかと思われる今日の段階となり、部落解放同盟が部落解放基本法制定をめぐる、支配階級の政党、自民党などの機嫌を取ろうとして、「階級史観」の排撃をやりはじめたことは残念でならない。

「人権」という唯一の基準によって、政治家への支持、不支持をまとめるといった方針は、確かに耳ざわりはよいが、その内容は身分解放闘争を単なる「人権」一般論

に解消して、そこよこたわる階級的からくりを問題としない、いわば支配階級のイデオロギー攻撃の前で完全に理論的武装解除を行ってしまうということである。

こうなってくると、支配階級は、運動側がいくら「部落解放基本法」の制定を叫んでみても、完全になめてしまふ。「一般行政への円滑な移行」と切りかえしてくるというわけだ。

小選挙区比例代表並立制に部落解放同盟が賛成するに及んで、支配階級は、「身分と階級の統一的把握」という観点から、「政治改革」の欺瞞性を衡かれることはなくなつた。

いよいよ大手を振って、日本資本主義は国家権力の庇護のもとに思う存分のことが出ることとなつた。

「消費税の税率アップ」「住専処理への公費導入」「持株会社の合法化」などなど、いま支配階級が考えているどの経済政策をとり上げてみても、その動きが露骨になつたことに気付くであらう。

「葉書エイズ」の問題は、国家権力が国民の生存権を脅かしつつ、製薬会社の利益を守りつづけたということに他ならない。

先般、国会で問題となつた「民法改訂」の中の論点となつた「行政が秘密文書」だと認定すれば、証拠書類の

裁判所提出の義務を免除するなどというふざけた対応が出てくるのも、社会的状況が、いちだんと強権主義に傾斜していることを意味する。

オウム真理教のサリン事件を口実として、ついに破法の適用を認めた村山内閣の姿勢は自民党ならずとも、社会党においてさえもその枠組みの中に組み込まれていくと分析しなければならない。

これらの一連の問題を、「身分と階級の統一的把握」の観点から、社会の階級的からくりの観点を、身分差別撤廃の観点から見抜き、封建的不合理と近代市民社会の合理性との闘いと位置づけて行くなら、どれ程、支配階級をタジタジさせることが出来るであろうか。

部落解放運動は、労働組合筋においては、部落解放共闘、宗教界との関係においては同宗連となつてそのウイングは拡がっている。企業との関係において、差別を肯定することは少なくとも企業活動において安定したものとすることが出来ないとして、企業連なるものが各地に組織されている。

せっかく、このようなところでウイングが拡がってきた。部落解放運動が、身分差別を温存しつつづけていく階級的からくりをあばく観点から、あらゆる社会的現象を見抜き、それと闘うようなことになるとき、われわれ

は部落解放運動における「主体を確立」したこととなるのである。

いま解放理論に求められているものは、支配階級の悪知恵による階級的からくりを見えにくくしながら、その内実は、ちゃんと封建的身分差別の甘味だけは吸いとって行くという巧妙さを見抜く、科学的洞察力である。

支配階級に大変な安心感を与えたのは、やはり「政治改革」を小選挙区比例代表並立制にスリ替えたところを、二重、三重の階級的からくりを分析し、「三つの命題」を理論的武器としてきた部落解放同盟をごまかし、これに賛成させたことである。こうなってくると部落解放運動の側から、社会矛盾を分析し攻め込んでくることは、まずありえないと言ってよいとの安心感である。

もし、この運動だけがまとまって、小選挙区比例代表並立性に反対の方針を堅持しつづけていたら、いつの日か、政治の欺瞞を、広く国民が認識する契機をもたらずであらう。

支配階級は、いつまでも「高まくら」というわけには行かない。

これからのわれわれの闘いは、広島のを基点として、反核の発信を世界にむけてやりきる任務を持っているように、部落解放理論をしっかりと身につけ、全国の運動に、

支配階級のからくりを暴露しつつ、一層高い理論に到達することが肝心である。日本資本主義はいま、封建的不合理にも似たファッショ的不合理をあえてやろうという時期にさしかかっているのである。そのための政治的抵抗を排除することに成功しつつあるからなのである。

